

事業者指定申請に係る他の法律・制度①



障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業等を行うため指定申請する場合、様々な関係法令があり、法律によっては指定申請前に確認しておくべきこともあります。

また、事業者は「公的サービス」を提供するのであり、税金で運営することになりますので、利用者や納税者からは公明正大な運営が求められ、当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。

中には「知らなかった」では済まないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分確認を行い、理解する必要があります。

さらには、活用することで利用者の支援を充実させることができる制度もあります。

ここでは、事業者指定の相談を受ける際によく質問等がある件についてご紹介いたします。制度等の詳細につきましては、それぞれ担当する部局にご確認くださいませよう、お願いいたします。

なお、指定申請時に状況をお伺いすることがありますので、あらかじめご確認くださいませるとともに、これらの確認事項及び事業の内容について、ご回答いただける方（事業所の関係者）がお越しく下さい。

1 事業所として使用する物件（建築物）に関する手続について

事業所として使用を予定している物件については、そもそも建築基準法上の要件を満たしている必要があります。まず、よく話題になる「用途変更」についてご案内いたします。

<例1>

マンション建設時、1階に店舗が入ることを予定した場合は、確認申請時にその1階部分の用途を「店舗」として届け出ています。会社の事務所であれば「事務所」と届出しています。

その「店舗」として届け出た部分で、下記のサービスを行う事業所として使用する場合は、その用途を「店舗」から「児童福祉施設等」へ変更を必要とする場合があります。

用途変更に伴い、改築等が必要になる場合がありますので、貸借契約を結ぶ前に、用途変更手続きの要否について確認するようにしてください。

ただし、事業所として使用する総面積が100㎡以下の場合は、用途変更手続きを省略することができます。

また、用途変更手続きを回避するため100㎡以下の物件を探す傾向が見られますが、指定の際には、サービスの提供に支障がない広さが必要ですので、ご留意ください。

用途変更手続きを行った場合は、完了したことがわかるもののコピーを提出していただきます。

●児童福祉施設等に該当するサービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児支援施設



<例2>

戸建て住宅を借り、グループホームとして事業を行う場合、戸建て住宅はほとんどの場合、その用途を「住居」と届け出ています。グループホームとして使用する場合は「寄宿舍」又は「共同住宅」に用途変更を必要とする場合があります。

用途変更に伴い、改築等が必要になる場合がありますので、貸借契約を結ぶ前に、用途変更手続の要否について確認するようにしてください。

また、ワンルームマンション、アパート等においても、用途変更手続の要否について念のためご確認ください。

- 該当するサービス／共同生活援助

<お問い合わせ先>

札幌市都市局建築指導部建築確認課 電話011-211-2846



2 事業所開設に係る消防関係の手続について

事業所を開設する場合（移転を含む）、防火対象物使用開始（内容変更）届を各消防署に提出する必要があります。

併せて、消防用設備について点検を受け、必要な措置を行ってください。想定する利用者の状況によって必要な消防設備が変わること、場合によっては建物や階全体に及ぶ改修（設置）が必要になる場合がありますので、物件の貸借契約を結ぶ前に確認することをおすすめいたします。



防火対象物の使用開始（内容変更）届出書（副本）の返却及び消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の交付については消防職員の立ち入り検査後、概ね一週間程度かかりますので、計画的に消防の検査を受けるようにしてください。

なお、消防用設備の点検が終了した際には、終了したことがわかるもののコピーを提出していただきます。

<お問い合わせ先> 各消防署

3 カフェ等の飲食業、食品販売、食品の製造・処理を行う場合 保健所の営業許可や設備の検査が必要な場合があります。

必要な施設基準、資格者等につきましては、札幌市保健所または各区保健センターにご確認ください。

なお、手続の内容によって担当窓口が違います。

<お問い合わせ先>

札幌市保健所 電話011-622-5170、各区保健センター



- 4 市街化調整区域内で就労継続支援（A型）事業所を新たに設置する場合
札幌市との事前協議が必要となります。設置の可否について事前にご確認ください。

＜お問い合わせ先＞

障がい福祉課運営指導係 電話011-211-2938

- 5 事業所において、利用者に昼食等を調理し提供する場合
21人以上の利用者に昼食を提供する場合、各区保健センターにおいて手続が必要な場合があります。

●該当するサービス

食事を調理し、提供している全てのサービス

＜お問い合わせ先＞

各区保健センター



- 6 法人が農地を借りて農業を行う場合
札幌市農業委員会で手続が必要な場合があります。手続の要否について事前にご確認ください。



＜お問い合わせ先＞

札幌市農業委員会 電話011-211-3636

- 7 法人自らが古物を仕入れ（買付け）、販売する場合
取り扱う古物によって古物営業許可が必要になります。 ※例／中古 CD、中古 DVD
管轄する各警察署に、許可申請の要否をご確認ください。

＜お問い合わせ先＞

各警察署

- 8 福祉有償運送事業の許可について
居宅介護等事業者が、利用者に乗降介助等のサービスを提供する場合、事業所の車両を用いて従業者が運転する時は、福祉有償運送事業の許可が必要になる場合があります。
また、運転手も研修を受ける必要があります。
詳細については北海道運輸局札幌運輸支局に確認してください。
※ 非営利法人については障がい福祉課事業管理係にご確認ください。
※ 通所事業所が行う自家輸送（利用者の居宅等～事業所間の送迎）は対象としていません。

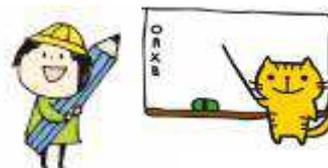
＜お問い合わせ先＞

北海道運輸局 札幌運輸支局 電話011-731-7167

札幌市障がい福祉課事業管理係 電話011-211-2936



事業者指定申請に係る他の法律・制度②



1 札幌市重症心身障がい者受入促進事業

札幌市内の事業所であって、医療行為を1以上必要とする障がいのある方を受入れるために、看護師を配置した場合に補助金を交付する場合があります。

- 対象事業／生活介護、短期入所（空床利用型の医療型短期入所を除く）、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス

<お問い合わせ先>

障がい福祉課運営指導係 電話011-211-2938

2 通所交通費助成

(1) 身体・知的障がい者通所交通費助成制度

定期的に通所する身体・知的障がいのある方に対して、交通費の一部を助成することにより、身体機能や生活能力の維持・向上等を図ることを目的とします。

助成対象者、助成内容及び申請手続等につきましては、札幌市公式ホームページに掲載しておりますのでご確認いただき、ご不明の点がありましたら、障がい福祉課へお問い合わせください。

(ホームページアドレス)

http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/shintai_chiteki_tsusho/index.html

(2) 精神障がい回復者通所交通費助成制度

在宅の精神症状が軽減し、一定の作業指導生活訓練が可能な方に、定期的に通所する交通費の一部を助成することにより、社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的とします(身体・知的障がい者通所交通費助成の対象ともなる方は、そちらが優先されます)。

助成対象者、助成内容及び申請手続等につきましては、札幌市公式ホームページに掲載しておりますのでご確認いただき、ご不明の点がありましたら、障がい福祉課へお問い合わせください。

(ホームページアドレス)

http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/seishin_tsusho/index.html

<お問い合わせ先>

(1)(2)ともに障がい福祉課在宅福祉係 電話011-211-2936